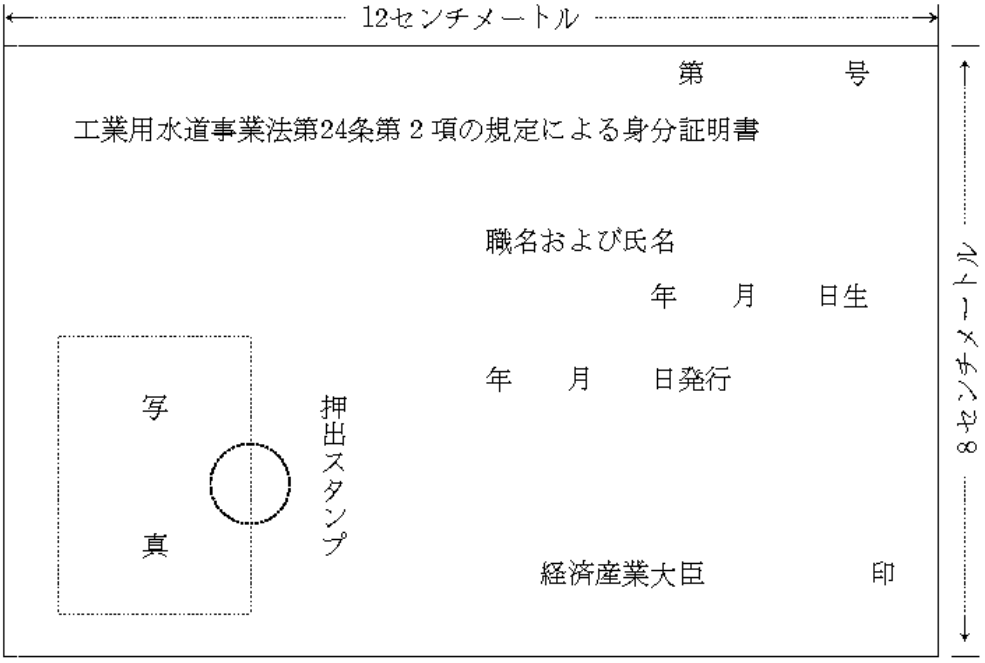
様式第 23　（平12通産令175・一部改正）

表



裏

工業用水道事業法抜すい

第 24 条　経済産業大臣は、工業用水の供給を確保するために必要な限度において、その職員に、工業用水道施設の所在の場所又は工業用水道事業者の事務所に立ち入り、工業用水道施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 30 条　次の各号の一に該当する者は、３万円以下の罰金に処する。

四　第24条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者